

令和7年度歳入歳出決算 ～上里町のお財布事情～

令和7年度の決算について町議会（9月定例会）で認定されました。
町の決算は、各家庭のお財布事情に例えられます。昨年度のお財布事情が
どうだったのか、町民の皆さまにお知らせします。

問合せ…総合政策課財政係 **【☎35-1238】**

一般会計

歳入（入ってきたお金）
139 億 6,205 万円

繰入金	● 繰入金（6億8,940万円4.9%） 基金等からの繰入金
町債	● 町債（15億8,940万円11.4%） 借入金
地方交付税	● 地方交付税（18億7,857万円13.5%） 地方公共団体の収支不足や不均衡を 是正するために国から交付される お金
その他	● その他（21億4,827万円15.3%） 前年度繰越金、手数料等
国・県 支出金	● 国県支出金（33億1,369万円23.7%） 特定の事業に対して国や県から 交付されるお金
町税	● 町税（43億4,272万円31.1%） 町民税、固定資産税等

歳出（使ったお金）
131 億 8,679 万円

消防費	● 諸支出金（487万円0.0%） 基金への積立など
公債費	● 商工費（8,809万円0.7%） 商工業・観光に対する経費
土木費	● 議会費（1億287万円0.8%） 議会の運営等に対する経費
教育費	● 農林水産業費（1億6,700万円1.3%） 農業や畜産業の振興などに対する経費
衛生費	● 消防費（5億651万円3.8%） 消防・防災に対する経費
総務費	● 公債費（8億1,144万円6.2%） 借入金の返済
民生費	● 土木費（9億7,688万円7.4%） 道路・河川・公園の整備などに対する 経費
	● 教育費（14億5,212万円11.0%） 学校教育や社会教育に対する経費
	● 衛生費（19億1,305万円14.5%） 健康増進やごみ処理などに対する経費
	● 総務費（20億2,443万円15.4%） 住民票の交付、町税の課税徴収、選挙 などの全般的な管理事務に対する経費
	● 民生費（51億3,953万円39.0%） 高齢者・児童・障害者福祉全般の経費

企業会計

区分	上里町水道事業決算		上里町下水道事業決算		上里町農業集落排水事業決算	
	収入決算額	支出決算額	収入決算額	支出決算額	収入決算額	支出決算額
収益的収入 および支出	6億4,133万円	4億7,051万円	2億8,167万円	2億6,538万円	1,168万円	1,440万円
資本的収入 および支出	6億1,914万円	8億183万円	2億8,583万円	4億1,313万円	514万円	670万円

※企業会計の資本的収支不足額は、内部留保資金などで賄っています。

特別会計

会計名	歳入決算額	歳出決算額
国民健康保険	31億1,902万円	30億6,101万円
介護保険	24億3,120万円	23億966万円
後期高齢者医療	4億6,426万円	4億6,075万円

消費税引き上げ分の地方消費税 (社会保障財源分) の用途について

平成26年および令和元年に税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

◆歳入

引上げ分の地方消費税収	4億3,303万円
-------------	-----------

◆歳出

社会福祉関係事業	22億9,283万円
社会保険関係事業	11億9,590万円
保健衛生関係事業	3,947万円

町の基金残高

基金は、家計で言う貯金のことです。今後も決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立を行います。

◆町の基金残高の状況（令和7年度末）

基金の名称	残高
財政調整基金	14億3,451万円
減債基金	8億1,253万円
公共施設等用地取得及び施設整備基金	9億4,840万円
いきいき福祉基金	2億5,799万円
教育施設整備基金	9億105万円
土地開発基金	2億138万円
奨学資金貸付基金	1億6,655万円
森林環境譲与税基金	349万円

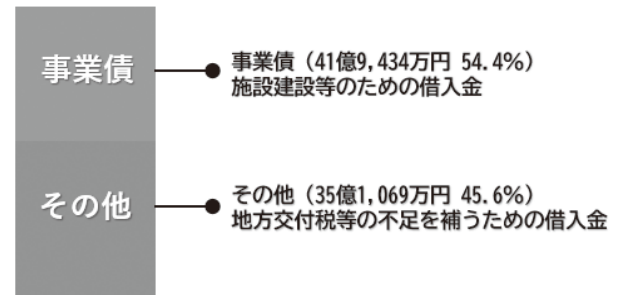
町の地方債残高

地方債は、世代間の負担の公平と財政収支の年度間調整を主な目的として、国や金融機関から借り入れるお金です。

地方債の発行によって得られる収入を活用することで、必要な行政サービスを早期に実現することが可能になりますが、家庭における住宅ローンと同様、将来にわたる財政負担にもなります。

町では、過度な負担とならないよう、適切な管理の下に新規発行と償還を行っています。

残高総額 77億503万円



財政の健全性

自治体の財政破綻を未然に防ぐために「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、下記のとおり財政指標を公表します。

この指標には、健全化判断比率（4分類）と資金不足比率があり、財政状況が良好かどうかを示すものとなります。国が示すこの指標を基にして、町の財政が健全団体、または早期健全化団体（要注意状態）もしくは財政再生団体（破綻状態）のいずれかに該当するか、また、各会計の経営がどのような状態であるかの判断を行います。

この指標のうち、一つでも基準値以上になった場合には、財政の健全化に向けた計画の策定および取組を行っていく必要があります。

上里町の各指標は、昨年と同様に基準を下回っており、財政の健全化が保たれていますが、今後も引き続き無駄のない財政運営に努め、一層の財政健全化に取り組んでいきます。

【用語解説】

実質赤字比率	標準財政規模に対する一般会計等の赤字の割合
連結実質赤字比率	標準財政規模に対する町の全会計の赤字の割合
実質公債費比率	標準財政規模に対する一般会計等の借入金返済額の割合
将来負担比率	標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき負債の割合

※標準財政規模とは、地方税や普通交付税など通常経常的に収入される一般財源であり、令和7年度は70億4,774万円です。

◆健全化判断比率

(単位：%)

指標名	上里町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字なし	14	20
連結実質赤字比率	赤字なし	19	30
実質公債費比率	7.5	25	35
将来負担比率	-	350	-

◆公営企業における資金不足比率

(単位：%)

会計名	上里町	経営健全化基準
水道事業	資金不足なし	20.0
下水道事業	資金不足なし	20.0
農業集落排水事業	資金不足なし	20.0

令和7年度に実施した主な事業

令和7年度の歳出総額は、131億8,679万円となりました。

皆さまが納めた税金等が町の事業としてどのように活用されたのか、主な実施事業をご紹介します。



保健センター等複合施設整備事業（10億433万円）

保健センター、老人福祉センター、福祉町民センターの3館を複合化した「こむぎっちテラス」が令和8年3月に開館しました。

多世代が集い、人を健康に、地域を元気にすることを目的としており、多くの方にご利用いただけることを期待しています。

男女センター・児童館・公民館複合化等事業（3億4,320万円）

七本木公民館を男女センターへ移転、統合するとともに、経年劣化に対する機能回復を図るため計画改修工事を行いました。



体育館等空調設備設置事業（1億4,322万円）

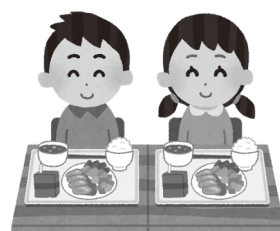
上里中学校および上里北中学校の体育館等に空調設備を設置しました。

近年の猛暑において求められる熱中症予防対策を実現し、教育施設として生徒の利用環境を向上させるとともに、避難所としての環境改善も図りました。



学校給食費補助金事業（2,122万円）

公立小中学校等に子どもを通わせる保護者の経済的な負担を低減させるため、給食費の3分の1に相当する額の補助を行いました。



神流リバーサイドロード事業（1億6,477万円）

令和元年度から整備を進めてきましたが、令和8年3月に全線開通となりました。

周辺道路の混雑解消が期待されます。



藤木戸勝場線歩道整備事業（4,889万円）

地域の方や通学路として利用する小中学生の安全性および利便性の向上のため、歩道の整備を進めています。



消防車両更新（3,782万円）



老朽化した車両の計画的な更新に伴い、第4分団の車両が更新されました。

揚水・吐水能力が向上するなど機能強化が図られました。

デマンド交通運行事業（3,154万円）



コミュニティバスの運行ルート再編に合わせて、日常生活の移動をさらに便利にするデマンド交通の運行が開始されています。

寄附金の主な使い道

令和7年度のふるさと納税を含む寄附金受入額は、総額で7,321万円となりました。

上里町では、寄附された方が選択した寄附金の使い道に対する想いを大切に受け止め、さまざまな事業への充当を行いました。

※金額は総事業費ではなく、寄附金の充当額になります。

子育てしやすい環境の整備



子ども医療費支給事業
(485万円)



子どものための教育・保育
給付事業 (1,656万円)



地域子ども子育て支援
事業 (93万円)

妊娠と出産の支援

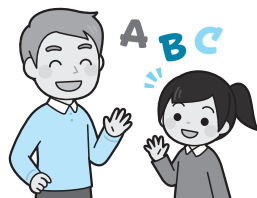


母子衛生事業
(295万円)

未来を担う子どもたちへの教育支援



小・中学校教育振興事業
(413万円)



学力向上推進事業
(180万円)



交通安全対策事業
(295万円)



災害対策事業
(185万円)

安全安心で暮らしやすいまちづくり

ふるさと納税返礼品の登録事業者を募集しています！

近年では、自治体の応援を目的としたふるさと納税制度がますます身近なものとなってきています。現在、上里町ではふるさと納税返礼品の登録、提供をしてくださる地元事業者を募集しています。

ぜひ、魅力ある商品やサービスを返礼品として登録し、ふるさと納税制度を通じてともに上里町を盛り上げていきましょう。

メリット

・全国へPR可能！

→さとふる・ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税・ふるなび・Amazonをはじめ各種ポータルサイトに掲載されます。

・新規顧客層の獲得や販路拡大きっかけに！

→従来では接触機会のなかった層にもアプローチすることができ、リピーターによる通常購入につながることもあります。

・各種手数料が無料！

→ポータルサイト掲載料、送料、決済手数料は上里町が負担しますので、事業者負担は抑えられます。

注意点

返礼品は、総務省が示す法令やガイドラインに基づき、以下の基準（一部抜粋）を満たす必要があります。

- ・町内において生産されたもの
 - ・町内において製造・加工されたもの（主要な工程を行うなどにより相応の付加価値の創出がなされていること）
 - ・町内において提供される役務その他これに準ずるもの
- ※そのほかにも返礼品を定義、制限する基準等があります。

制度概要の説明や事業者登録、ポータルサイト掲載への手続き方法など、返礼品登録に関する手続きのサポートをしますので、まずはお気軽にご相談ください。

問合せ…総合政策課財政係 ☎35-1238

辞職勧告決議と今後の決意

令和8年9月10日、上里町議会定例議会において、「辞職勧告決議案」が賛成多数で可決されました。

このたびの私に対する辞職勧告決議について、町民の皆さまにご迷惑ならびにご心配をおかけしておりますことに対し、町政をお預かりする町長として心より深くお詫び申し上げます。本決議は、法的拘束力を持ちませんが、大変重く受け止めております。

決議の契機となった教育長を巡る人事に関しましては、私の認識不足などにより齊藤教育長に精神的な苦痛を与えたこと、さらには、議会に対する報告・相談が不足していたという厳しいご指摘を賜り、私のこれまでの行為・対応を深く反省しております。

また、さまざまな町民の皆さまのご意見をいただきながら、今後の対応・方針について深く検討を重ねてまいりました。本件に関するマスコミ報道を目にした方からは、議会との関係性など今後の町政運営を危惧される声もいただきましたが、一方で、叱咤激励のお言葉を多数いただきました。

その結果、私の道義的責任に基づく措置として、給料月額30%を半年間減額する条例案を提案し、本年10月2日の9月定例議会で可決いただきました。本措置を自らへの戒めとして常に心に刻む所存です。その上で、車の両輪にも例えられる議会と執行部との適切な関係性を保ちながら職務に当たってまいります。

そして、これまで以上に町の三役を含めた職員間のコミュニケーションを十分図りながら、より望ましい町政運営に努めていくことこそが、上里町長として私が果たすべき最大の責務であると認識しております。

町民の皆さまにおかれましては、今般の私の決意をどうかお認めいただき、今後とも町政運営へのご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

上里町長 山下 博一

交通事故被害者のご家族への援護金

埼玉県交通安全対策協議会では、埼玉県内在住の交通遺児等を対象に、援護金を給付しています。

※「交通遺児等」とは、交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により、死亡または重い障害を負った保護者に養育されている18歳以下の子どもをいいます。

給付対象者

埼玉県内に在住する乳幼児ならびに小・中・高等学校および各種学校等に在学する平成20年4月2日以降に生まれた交通遺児等で、右表に掲げる世帯に属する方

給付対象の子どもの人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

給付額…子ども1人につき10万円

給付時期…令和9年5月上旬（4月末までに「給付決定通知書」を送付します）

申込期限…令和9年1月29日(金)まで 申請書類…各市町村、学校等で配布します。

提出先…みずほ信託銀行ウェルスマネジメント推進部信託業務開発チーム（東京都千代田区丸の内1-3-3）に郵送またはご持参ください。【☎03-6631-7638】

問合せ…埼玉県交通安全対策協議会【☎048-825-2011】埼玉県防犯・交通安全課【☎048-830-2955】

申告期限 12月28日(月)

『建物滅失申告』は
お済みですか？

令和8年中に建物を取り壊した方、取り壊す予定の方は、登記の有無にかかわらず『建物滅失申告』を行ってください。期限までに申告がない場合、令和9年度も課税されてしまいますので、お早めにお手続きください。

申告方法 ※次のいずれかを選択

- ①税務課〔③番窓口〕にて『建物滅失申告書』を提出
 - ②下記問合せ記載の電話番号へ連絡して申告
 - ③建物滅失申告フォーム(QRコード)により申告
- ※申告後、税務課職員が現地へ確認に伺います。



◀建物滅失
申告フォーム

問合せ

税務課資産税係

【☎35-1220(内線:1111~1114)】

税務署からのお知らせ

『税を考える週間』について

国税庁では、「これからの社会に向かって」をテーマとして、国民の皆さまに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行うとともに、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的にさまざまな広報広聴施策を実施しています。

また、国税庁のホームページでは、「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。この機会に、税の役割や仕組みについて考えてみてはいかがでしょうか。



▲国税庁HP
「税を考える週間」



問合せ…本庄税務署【☎22-2111】

固定資産税《償却資産》の申告について

町内において、法人あるいは個人で事業を営んでいる方や町内の事業所に機械等をリースしている方は、毎年1月1日現在にその事業のために所有する構築物、機械、工具、器具、備品等について、税務課資産税係に申告する必要があります。

申告日時…令和9年1月4日(月)～2月1日(月)
(土・日・祝日を除く)

申告方法…窓口、郵送、電子申告(eLTAX)

必要書類等

償却資産申告書、種類別明細書(全資産用・プレ申告用、増減資産用)、「マイナンバーカード」または「通知カードと本人確認書類」(個人事業主の場合)

申告が必要な方

町内において、法人あるいは個人で事業を営んでいる方や上里町内の事業所に機械等をリースしている方

※郵送で申告される方で、償却資産申告書の控が必要な場合は、お手数ですが切手を貼った返信用封筒を同封してください。

問合せ…税務課資産税係

【☎35-1220】(内線:1111~1114)

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆11月の開庁日【休日】(午前8時45分～正午) 11月8日(日)

【夜間】(午後8時まで) 11月25日(水)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

※休日・夜間開庁の各種証明書は発行できません。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1220(内線1121~1126)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第5期・固定資産税第4期の納期限は11月30日(月)です。税金のお納めには便利な口座振替をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕